

認証マーク使用基準

第1 目的

この基準は、障がい者就労支援企業認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）に規定する認証マークの表示について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 商標権

認証マークに関する商標権は、北海道が所有する。

第3 認証マークの使用

認証マークは、要綱の定めにより次の場合に使用できるものとする。使用サイズは自由であるが、認証マークの一部のみを使用したり、変形したりして使用しないこと。

- 1 店頭掲示
- 2 広告や製品への貼付

第4 認証マークの仕様等

認証マークの仕様等は別記によるものとする。ただし、容器又は包装等の形状等により、これによりがたい場合は、知事と協議するものとする。

第5 認証基準取組に関する情報の表示

認証企業等は、認証マークとともに認証基準に係る取組内容に関して表示することができる。

第6 誤認の防止

認証マークについては、使用する者の事業又は広告あるいはそれらにかかる商品やサービス等の内容や品質を保証するものではない。認証企業等は、消費者等に誤認させるような方法で認証マークを表示してはならない。

第7 認証マークの使用中止

次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、認証マークの使用中止を命ずる。

- 1 要綱の規定による認証の取消を行った場合。
- 2 第3の使用以外に使用した場合。
- 3 第6に該当した場合。

附則

- 1 この要領は、平成21年3月17日から施行する。